

第591回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和7年12月10日(水) 15:00～15:32

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長 それでは、ただいまから「第591回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取り扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、「第2部」につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の1 「「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしくお願ひいたします。

○田上総務課長 事務局総務課の田上です。まずは、資料3に基づきまして「「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る特定小売供給約款の特例認可等」につきまして、説明をいたします。

まず今回、令和7年11月21日に閣議決定をされました「『強い経済』を実現する総合経済対策」における「電気・ガス料金負担軽減支援事業」におきまして、電気・ガス料金の支援措置の実施に伴い、ここにあります「電気」につきましては、2026年1月、2月使用分については、低压で4.5円/kWh、高压で2.3円/kWh、3月使用分については、低压で1.5円/kWh、高压で0.8円/kWh支援する。「ガス」につきましても、2026年の1月、2月使用分につ

きましては18円/m³、3月使用分については6円/m³支援することが閣議決定をされています。

こちらを踏まえまして、2025年の12月2日～5日付けで、経済産業大臣宛てに、みなしこうエナジイ事業者（10者）、一般送配電事業者（10者）、みなしがス小売事業者（1者）、一般ガス導管事業者（3者）から、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請がありました。

各事業者から、経産大臣を通じて電取委に出された認可等申請書は、資料3－1に添付しております。こちらにつきまして、電取委としての回答について、御審議をいただくものでございます。

「今回の申請の概要」につきましては、先ほど申し上げましたとおり、1、2月の使用分について支援するというものでございまして、60行目以降、特定小売供給約款（みなしこうエナジイ事業者）（10者）からは、電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第4項の規定により、なお、その効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項ただし書きの規定により、特定小売供給約款により難い特別な事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請でございます。

そのほか、最終保障供給約款、離島等供給約款の供給条件の承認を受けるための申請も行われています。

また、ガスにつきましても、指定供給区域等小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請や、最終保障供給約款につきましても、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請となつております。

「申請に係る供給条件の概要」でございますが、「低圧」につきましては、先ほど申し上げましたように、この約款上、1月から3月の検針日の前日までは、燃料費調整単価から4.5円/kWhを差し引いた額、3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までは、燃料費調整単価から1.5円/kWhを差し引いた額とするものでございます。

同じように、「高圧」につきましては、燃料費調整単価から1月分と2月分については2.3円/kWh、3月分については0.8円/kWh差し引いた額とするものでございます。

ガスにつきましても、1月分と2月分については、基準単位料金または調整単位料金から18.0円/m³を引いた額、また、3月分につきましては、同じく基準単位料金または調整単位料金から6.0円/m³を引いた額となっております。

今回、「約款以外の供給条件による供給を必要とする理由」でございますが、電気・ガス料金負担軽減支援事業の実施につきまして、値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑みまして、支援対象となる全ての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から関係事業者に対する要請が行われたことを受けまして、応急かつ暫定的な措置として、この措置が必要だと考えております。

「大臣への回答案」でございます。この30件の供給条件につきまして、電気事業法の該当条文と審査基準に基づきまして、特別の事情がある場合における供給条件として認可・承認をして差し支えないと、事務局としては考えております。

したがって、資料3-2にありますとおり、これは規制小売でございますが、特定小売供給約款以外の供給条件認可については、認可することに異存はない旨、回答していくたいと考えています。

こちら（資料3-2）が、規制小売、最終保障供給約款、離島供給約款、そして、ガスの規制小売と、ガスの最終保障になっております。

御審議のほどを、よろしくお願ひいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、御意見がないようですので、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として認可・承認をすることに異存がない旨、経済産業大臣に意見回答することとして、よろしいでしょうか。

(異論なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「長期脱炭素電源オーケションガイドライン」の改定の建議について」に関しまして、事務局から、御説明を、よろしくお願ひいたします。

○石井取引制度企画室長 よろしくお願いします。「長期脱炭素電源オーケション（以下長期AX）ガイドライン」の改定の建議について、御説明をいたします。

1. 経緯を御覧いただければと思いますけれども、2023年に開始した長期AXでは、落札事業者は、他市場収益の約9割をOCCTOに還付することとされています。電取委は、他市場収入を不当に安くすることや、可変費を不当に高くすることなどによって、意図的に還付額を低く設定することを回避するために、ガイドラインに基づいて落札事業者の他市場収益を監視することとされています。

これを踏まえまして、監視に必要な考え方を検討・整理するために電取委事務局長主催の検討会を立ち上げまして、制度設計・監視専門会合の草薙委員に座長を務めていただき、本委員会の村松委員、それから、料金制度専門会合の関口委員にも御参加をいただき、今年の5月～7月にかけて、この検討会を開催して、7月末に検討結果を取りまとめました。

検討結果を踏まえたガイドラインの改定の方向性について、先月11月21日の制度設計・監視専門会合で御了解をいただきまして、今般、本委員会においても御了解をいただいた上で、経済産業大臣に建議することを御審議いただきたいと考えております。

内容について御説明いたしますと、こちらは資料4-1でございますけれども、今申し上げた検討会の目的は、ここにありますように、端的には長期AXガイドラインでは不明確な点を、より明確にすることと、それから、落札事業者が還付するまでのプロセスについて整理することにあります。

7ページ目でございます。他市場収入といった場合、落札事業者が市場で売るか、相対契約で売るかということで収入を得るわけですけれども、相対契約の場合は、市場価格規律か無差別規律を満たす必要がございます。

市場価格規律の場合は、ガイドラインで市場価格の水準に比べて不当に低くない水準以上であることを求めておりますが、ここでは、この水準以下の価格を認める場合の考え方を整理しています。

それから、8ページ目でございますけれども、「無差別規律の監視方針」でございます。落札事業者が社内・グループ内の小売部門を含めて販売する場合は、過去の専門会合で整理いただいたとおり、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価方針」を基に判断することとしておりますが、9ページ目、ここに記載しておりますように、社外・グループ外の小売に販売する場合の評価の考え方について整理をしております。

それから、13ページ目でございます。また、「可変費として認めるべき費目の例」について、一昨年の制度検討作業部会の中間とりまとめを踏まえまして示しておりますけれども、

これらの監視方針について、次のスライド14ページ目でございます。こちらに示しておりますけれども、具体的には、当然可変費全体は監視の対象ですが、その中でも燃料費に加えて可変費に占める割合が大きい順に、約9割に達するまでの費目の確認の仕方と、それ以外の確認の仕方について強弱をつけていくものとして整理をしております。

それから、16ページ目でございます。ほかにも「監視結果の通知に関するフロー」、ここには、「異議申立てのプロセスを含めた他市場収益の監視に関するフロー」としておりますけれども、17ページですが、「相対契約に係る規律の監視に関するフロー」として、今のガイドラインでは不明確な点がありますので、それを明確にするという趣旨で、次のスライドでございますけれども、こちらも含めてフローについて整理をしております。

こちらでは、監視等委に対して証憑類を提出されない場合の措置について、ガイドラインの記載を基に改めて記載しているものでございます。

これらの内容を踏まえまして、詳細は割愛いたしますけれども、建議案については、資料4-2、それと参考として、建議内容を反映した場合のガイドラインの改定（案）を修正履歴つきで示したものが資料4-3となっております。

以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願ひいたします。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、ただいま事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3 「「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドライン」の改正の建議について」に関しまして、事務局から、御説明を、よろしくお願ひいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料5を御覧ください。「「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドライン」の改正の建議について」ということでござ

います。

(趣旨) でございますが、これまでの制度設計・監視専門会合での整理を踏まえまして、「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドライン」の改定を経済産業大臣に建議することについて、御審議をいただきたいものでございます。

12行目以降「経緯」でございます。まず(1)「現在のガイドラインの位置づけ」でございますが、需給調整市場における適正な取引を確保するための措置については、当分の間、電気事業法に基づく業務改善命令等の事後的な措置に加えて、上乗せ措置として市場支配力を有する蓋然性の高い事業者には、一定の規範に基づいて入札を行うことを要請するという事前的措置を講じております。

また、事前的措置については、それを遵守している限りにおいて、業務改善命令等の対象とはならない、いわゆるセーフハーバーとして位置づけられているということでございまして、適正な電力取引についての指針には、当該事後的措置の詳細及び事前的措置の考え方を規定しており、需給調整市場ガイドラインには事前的措置の考え方の詳細を示しているというのが、現行の位置づけになります。

(2)「制度設計・監視専門会合での議論とその後の対応」でございますけれども、今般、需給調整市場の監視において発覚した不適切な事案や、また、来年度（2026年度）からの全商品前日取引化といったルール変更等を踏まえまして、これまでの制度設計・監視専門会合において、事後的措置の詳細及び事前的措置の考え方の詳細等について、追加整理を行ったところでございます。

内容としましては、まず、31行目以降でございますけれども、需給調整市場ガイドラインが適正取引ガイドラインの望ましい行為の詳細を示すものという従来の位置づけに加えて、問題となる行為の詳細を示すものもあるという位置づけを追加し、新たに整理した問題となる行為の具体的な処分対象行為を需給調整市場ガイドラインに追記するというものです。

それから、2点目といたしまして、事前的措置の対象事業者による一定額を超過した事案に対するB種電源協議につきましては、今年度をもって廃止する。ただし、一定の粒度の事前確認を維持するため、次年度以降の事前的措置の対象事業者には、次年度の取引開始前に入札価格の考え方について聴取し、事前的措置の内容、認識に齟齬がないかの確認等を実施すること。

それから、3点目として、現在の需給調整市場ガイドラインに規定している△kW価格の

考え方等については、応札事業者が価格規律を遵守した価格設定を円滑に行えるよう、これまでよりも可能な限り、詳細かつ明確に示した上で、算定方法等についても需給調整市場ガイドラインの主旨にのっとったものとなるように整理するというものでございます。

なお、第15回制度設計・監視専門会合におきましては、需給調整市場ガイドラインにおける想定約定量の考え方など、一部の追加整理事項について、複数の委員から「需給調整市場に参入している蓄電池事業者等へのヒアリングを実施すべき」との意見もいただいたところでございまして、事務局としまして、蓄電池等を所有する事業者及び運用する事業者が属する団体等に対して、当該追加整理事項についての主旨や需給調整市場における事前的措置の位置づけ、すなわちあくまでセーフハーバーの整理であり、これから外れたからといって直ちに業務改善命令等を行うわけではないことなどについて説明を行い、以下のような御意見をいただいております。

事前的措置については、あくまでセーフハーバーであるという主旨を明確にしてほしいといったものですとか、想定外の蓄電池トラブル等もあるので、今後も個別にコミュニケーションをしたいといった御意見をいただきしております、いずれも適時適切に意見交換を行いながら、価格規律の在り方等の検討を進めていく旨を御説明しているところでございます。

(3) 「ガイドラインの改定内容」ということで、以上を踏まえまして、適正取引ガイドライン及び需給調整市場ガイドラインについて、以下のとおり改定をするということでございまして、改定のポイント1. の「事後の措置を規定する枠組みの見直し」ということで、需給調整市場ガイドラインの位置づけについて、「問題となる行為」の詳細を示すものでもあるという位置づけを追加する。また、「問題となる行為」の具体的な処分対象行為として、需給調整市場ガイドラインに具体例と共に以下を追記するということで、いずれも制度設計・監視専門会合での整理内容でございますけれども、調整力△kW市場における入札価格若しくは入札量又は調整力kWh市場における登録価格の不合理な設定により不当に収益を得る行為。

また、不適切なシステム設定により、調整力△kW市場における入札価格若しくは入札量又は調整力kWh市場における登録価格が不合理に設定され、需給調整市場やインバランス料金の精算に関して、他の複数の事業者に影響を与える行為ということでございます。

また、2. として「事前の措置等の見直し」ということでございまして、B種電源の一定額に係る電力・ガス取引監視等委員会事務局との協議は、これを廃止し、関連する記載

は削除をする。加えて、一定の粒度の事前確認を維持する観点から、大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者に対しては、次年度の取引開始前に、以下の i について確認を行い、四半期ごとに以下の ii について報告を求める旨を追記するということで、i として、各電源等による入札価格の考え方について、価格規律の認識に齟齬がないこと。ii として、期中の固定費回収状況でございます。

また、制度設計・監視専門会合の議論等を踏まえて、 ΔkW 価格及び調整力 kWh 価格の考え方、価格規律の在り方を需給調整市場ガイドラインに以下追記する、ということで、 ΔkW 価格の「一定額」の考え方や関連する費用の計上方法。2026年度以降の全商品前日取引化に伴う ΔkW 価格の「逸失利益（機会費用）」の考え方や、関連する費用（起動費）等の計上方法・取扱い。また、調整力 kWh 価格における火力発電の限界費用の考え方や蓄電池の限界費用の考え方でございます。

また、3. の「その他」として、上記（2）の蓄電池事業者等との意見交換を踏まえまして、需給調整市場ガイドラインの事前の措置のセーフハーバーとしての位置づけを、需給調整市場ガイドライン冒頭の「1. 本文書の位置づけ」により明確化するように追記をする。

また、明確化の観点等から、その他所要の見直しを行う。ということでございます。

「今後の対応（案）」でございますけれども、上記の適正取引ガイドライン及び需給調整市場ガイドラインの改定について、別紙のとおり経済産業大臣に建議をしたいということでございます。

私からの説明は、以上になります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

岩船委員、よろしくお願ひいたします。

○岩船委員 御説明ありがとうございました。

今回の内容は、44行目あたりに記載されているように、制度設計・監視専門会合で、もう少し新規参入を含めて事業者の話を聞くべきという声があつて、ヒアリングを実施していただいたということで、このあたりは丁寧に対応していただいたことには感謝したいと思います。

その上で、セーフハーバーの整理だということをきちんと決めていただくことで、今回

の内容に関して、事業者さんにも御説明をされたようですので、事業者さんの納得がいつているようであれば、私は、この内容でいいと思いました。

ただ、制度設計・監視専門会合で、もう一度ぐらいきちんと事業者さんの意見を聞く機会があつてから改定へと進むのが本来のプロセスかなという気もいたしました。

ですので、今回、いろいろな時間的なリミットもあって、このような結論になったことは、これ以上、反対はしませんけれども、今後のことを考えますと、この需給調整市場の主要なプレーヤーたり得る事業者さんは、会合にもオブザーバーとしてもう少し広く参加していただくようなことも必要なのではないかと思いました。御検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御意見に対しまして、事務局から何かありましたらお願ひいたします。

○黒田NW事業監視課長 岩船委員、コメントありがとうございます。

今回は、ガイドライン改定のスケジュールの関係で、このような対応となってしまいまして、誠に申し訳ございません。御指摘はごもっともかと思いますので、制度設計・監視専門会合のほうできちんと議論の時間、また事業者の方の意見を聞くオケージョン等を適切に設定できるよう、こういった視点も含めて、今後、議題の検討スケジュールの設定等についてもきちんと検討して対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

村松委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○村松委員 ありがとうございます。岩船委員から御意見がありました内容と全く同じでして、今回の制度設計・監視専門会合のほうで大分御意見が出たものについて、丁寧にすくっていただきまして、ありがとうございますという感謝の気持ちでございます。

こちらの事業者の意見をちゃんと聞かれたということで、特に、セーフハーバーである旨というのは、前回、専門会合の資料の中でもきちんと御説明はいただいていたので、私は、ずっとその認識ではいたのですが、若干セーフハーバーというのが分かりにくいのかなという気もいたしました。

セーフハーバーの中であれば無条件に問題ないのだけれども、それを超えたからといって、必ずしも認められないものではないというロジックが事業者の方に伝わりにくいのだ

としたら、こういったところもきちんとあらかじめ事業者の方に御説明する、また岩船委員もおっしゃっていたようにオブザーバー等で、こういった審議の場に出てきていただくといったことも必要なのだろうという気はいたしました。

いずれにいたしましても、今回の御対応について、感謝しております。

これ以上のコメントはございません。ありがとうございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、セーフハーバー等の御説明につきまして、事務局から何かありますか。

○黒田NW事業監視課長 村松委員、ありがとうございます。

今回、事業者の方にも、制度設計・監視専門会合の後に意見交換等をさせていただいて、やはり改めてセーフハーバー等の位置づけを御説明したということでございまして、それによって、事業者の方も、それを聞いて安心しました、というようなお声もいただいているところであります。

それから、今後も個別にコミュニケーションをしたいというようなお声もいただいているので、そういった機会があれば、我々事務局としても積極的に対応してまいりたいと思いますし、こういったセーフハーバーの主旨等も含めてきちんとお伝えができるよう取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、武田委員から、よろしくお願ひいたします。

○武田委員 私、専門会合で座長を務めておりまして、先ほどの岩船先生の御意見につきまして、黒田課長と同様に真摯に受け止めたいと思います。

ありがとうございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

たくさんの御意見、ありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありました対応方針につきまして、特に御反対はなかつたと思います。御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長 ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどを、よろしくお願ひいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

——了——